

平成22年10月29日 原第9号

平成22年度上期放射線管理等報告書

原管発官 22 第 312号
平成22年10月29日

経済産業大臣 大島 章宏 殿

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
氏 名 東京電力株式会社
取締役社長 清水 正孝

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第24条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所
	所 在 地	福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
事務上の連絡先	名 称	東京電力株式会社
	所 在 地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 電話番号 (03-6373-1111)
	連絡員の氏名	所属部課名 (原子力運営管理部 放射線管理グループ)

1 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(Bq/cm³)

測定の箇所		前半の3月間 (4月～6月)		後半の3月間 (7月～9月)		
		平均値	最高値	平均値	最高値	
排気口又は排気監視設備	1・2号炉共用排気筒	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-1
	サイトバンカ建屋換気系排気口	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-2
	廃棄物集中処理建屋換気系排気筒	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-1
	焼却炉建屋排気口	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-2
	雑固体廃棄物減容処理建屋排気口	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-2
	使用済燃料共用プール排気口	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-2
	第5固体廃棄物貯蔵庫(固型化処理エリア)換気系排気口	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-2
	2号炉タービン建屋換気系排気筒	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-1
	3・4号炉共用排気筒	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-1
	3号炉タービン建屋換気系排気筒	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-1
	4号炉タービン建屋換気系排気筒	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-1
	5・6号炉共用排気筒	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-1
排水口又は排水監視設備	1号炉排水口	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-3
	2号炉排水口	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-4
	3号炉排水口	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	放出実績なし	注-5
	4号炉排水口	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-6
	5号炉排水口	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	検出限界未満	注-7
	6号炉排水口	放出実績なし	放出実績なし	検出限界未満	検出限界未満	注-8

- 注-1：共用排気筒，タービン建屋換気系排気筒及び廃棄物集中処理建屋換気系排気筒における濃度は，希ガス濃度である。
 なお，同排気筒における濃度の検出限界値は， 2×10^{-2} Bq/cm³以下である。
- 注-2：サイトバンカ建屋換気系排気口，焼却炉建屋排気口，雑固体廃棄物減容処理建屋排気口，使用済燃料共用プール排気口及び第5固体廃棄物貯蔵庫(固型化処理エリア)換気系排気口における濃度は，粒子状放射性物質濃度である。
 なお，同排気口における濃度の検出限界値は， 4×10^{-9} Bq/cm³以下(°C oで代表)である。
- 注-3：排水口における濃度は，³Hを除く値である。
 なお，排水口における濃度の検出限界値に相当する濃度(°C oで代表)は，前半の3月間平均で 1.0×10^{-6} Bq/cm³以下，後半の3月間平均で 4.5×10^{-8} Bq/cm³以下である。
 (³Hの平均排水口濃度は，前半後半ともに検出限界未満であり，排水口における検出限界値に相当する濃度は，前半の3月間平均で 1.0×10^{-5} Bq/cm³以下，後半の3月間平均で 4.5×10^{-7} Bq/cm³以下である。)
- 注-4：排水口における濃度は，³Hを除く値である。
 なお，排水口における濃度の検出限界値に相当する濃度(°C oで代表)は，前半の3月間平均で 1.9×10^{-7} Bq/cm³以下，後半の3月間平均で 2.9×10^{-7} Bq/cm³以下である。
 (³Hの平均排水口濃度は，前半の3月間は検出限界未満であり，排水口における検出限界値に相当する濃度は， 1.9×10^{-6} Bq/cm³以下，後半の3月間平均で 2.2×10^{-4} Bq/cm³である。)
- 注-5：3号炉における放出は，当該期間においてなかった。
- 注-6：排水口における濃度は，³Hを除く値である。
 なお，排水口における濃度の検出限界値に相当する濃度(°C oで代表)は，前半の3月間平均で 3.2×10^{-8} Bq/cm³以下，後半の3月間平均で 3.4×10^{-7} Bq/cm³以下である。
 (³Hの平均排水口濃度は，前半の3月間は検出限界未満であり，排水口における検出限界値に相当する濃度は， 3.2×10^{-7} Bq/cm³以下，後半の3月間平均で 1.7×10^{-3} Bq/cm³である。)
- 注-7：排水口における濃度は，³Hを除く値である。
 なお，排水口における濃度の検出限界値に相当する濃度(°C oで代表)は，前半の3月間平均で 1.3×10^{-8} Bq/cm³以下，後半の3月間平均で 2.2×10^{-7} Bq/cm³以下である。
 (³Hの平均排水口濃度は，前半の3月間平均で 1.6×10^{-5} Bq/cm³，後半の3月間平均で 1.3×10^{-3} Bq/cm³である。)
- 注-8：排水口における濃度は，³Hを除く値である。
 なお，排水口における濃度の検出限界値に相当する濃度(°C oで代表)は，前半の3月間は放出実績なし，後半の3月間平均で 1.6×10^{-8} Bq/cm³以下である。
 (³Hの平均排水口濃度は，後半の3月間平均で 1.7×10^{-4} Bq/cm³である。)

2 放射線業務従事者の1年間の線量分布

1年間の線量 (ミリシーベルト)	5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を 超える	計
放射線業務従事者数 (人)	-	-	-	-	-	-	-

3 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

3月間の線量 (ミリシーベルト)		1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超える	計
放射線業務 従事者数 (人)	前半の3月間 (4月～6月)	77	1	0	0	78
	後半の3月間 (7月～9月)	69	0	0	0	69

4 運転時間及び熱出力

[原子炉の名称：福島第一原子力発電所1号炉]

月別	項目 運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	0	0	0
7月	242	133×10^3	$1,378 \times 10^3$
8月	509	927×10^3	$1,378 \times 10^3$
9月	146	160×10^3	$1,378 \times 10^3$
合計	897	206×10^3	$1,378 \times 10^3$

[原子炉の名称：福島第一原子力発電所2号炉]

月別	項目 運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	720	$2,367 \times 10^3$	$2,370 \times 10^3$
5月	744	$2,368 \times 10^3$	$2,372 \times 10^3$
6月	399	$1,313 \times 10^3$	$2,374 \times 10^3$
7月	361	940×10^3	$2,378 \times 10^3$
8月	744	$2,373 \times 10^3$	$2,380 \times 10^3$
9月	367	$1,176 \times 10^3$	$2,380 \times 10^3$
合計	3,335	$1,759 \times 10^3$	$2,380 \times 10^3$

[原子炉の名称：福島第一原子力発電所3号炉]

項目 月別	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	720	$2,378 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$
5月	744	$2,373 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$
6月	437	$1,415 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	302	530×10^3	$2,379 \times 10^3$
合計	2,203	$1,111 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$

[原子炉の名称：福島第一原子力発電所4号炉]

項目 月別	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	720	$2,378 \times 10^3$	$2,380 \times 10^3$
5月	744	$2,378 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$
6月	720	$2,379 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$
7月	744	$2,378 \times 10^3$	$2,380 \times 10^3$
8月	744	$2,378 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$
9月	720	$2,378 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$
合計	4,392	$2,378 \times 10^3$	$2,380 \times 10^3$

[原子炉の名称：福島第一原子力発電所5号炉]

項目 月別	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	720	$2,378 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$
5月	744	$2,378 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$
6月	720	$2,379 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$
7月	744	$2,378 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$
8月	744	$2,378 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$
9月	720	$2,378 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$
合計	4,392	$2,378 \times 10^3$	$2,379 \times 10^3$

[原子炉の名称：福島第一原子力発電所6号炉]

項目 月別	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
4月	720	$3,290 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
5月	744	$3,286 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
6月	720	$3,290 \times 10^3$	$3,292 \times 10^3$
7月	744	$3,288 \times 10^3$	$3,292 \times 10^3$
8月	317	$1,353 \times 10^3$	$3,291 \times 10^3$
9月	0	0	0
合計	3,245	$2,422 \times 10^3$	$3,292 \times 10^3$

(参 考 資 料)

- ・ 排気口から放出される放射性物質（希ガス）は，評価地点までの希釈を考慮した上で「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 13 年経済産業省告示第 187 号）」の別表第 2 の第 5 欄に掲げる周辺監視区域外の濃度限度の適用を受ける。このため，周辺監視区域外の濃度については排気口出口濃度より計算して求める。
- ・ 排気口出口濃度より計算で求めた陸側の周辺監視区域外の空气中放射性物質濃度を参考として以下に示す。気象条件は標準気象を用いた。

最大濃度地点における地上濃度	前半の 3 月間平均値 (4月～6月) (Bq/cm ³)	後半の 3 月間平均値 (7月～9月) (Bq/cm ³)
	_____	_____

- ・ 排水口から放出される放射性物質（³Hを除く）は，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 13 年経済産業省告示第 187 号）」の別表第 2 の第 6 欄に掲げる周辺監視区域外の濃度限度の適用を受ける。